

「建築士サポートセンター」のサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込み

「建築士サポート」申込書に必要事項を記載の上、以下の申請手続き等について、相談内容に応じて、申請書類・函面等一式を事務局までメールでお送りください。

- 確認申請図書の作成（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- 構造計算適合性判定（構造適判）の手続き
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続き
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成

※提出方法：メール（データはPDFでお願いします）

提出された資料は、守秘義務厳守の上、原則としてお返ししません。

※相談する先をリストからお選びください。（不明の場合は協会からご紹介します。）

相談先リストはこちらへ→

※申請書類・函面等一式のご提出が原則ですが、これらの書類をご用意できない方も、法改正についてわからないこと、不安なことがあれば、お気軽にご連絡ください。電話でもお受けいたします。

計画地が大阪府外または決定していない場合は、相談をお受けできません。

ステップ2 サポート員の決定と事前内容の確認

事務局から選択いただいた相談先へ、申込書、申請書類・函面等一式を送ります。送られてきた資料一式は相談先のサポート員が、あらかじめ確認します。

ステップ3 相談日時の決定とアドバイスの実施

- ・相談者へ相談日時、相談場所等についてご連絡いたします。（ご連絡までお時間をいただく場合がございます。あらかじめ余裕を持ってお申込みください。）
- ・提出された申請書類・函面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。
- ・アドバイスは、対面又はWEBミーティングで行います。
※記載内容の適否や算定方法の適否など、確認審査業務は行いません。

～改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けて～

改正建築物省エネ法 オンライン講座サイト へのご案内

制度の円滑な施行に向け、オンライン講座が公開されています。この機会に是非受講してください。

詳しくは国土交通省ホームページのオンライン講座サイトをご覧ください。

<https://shoenehou-online.jp/>